

# 西東京市高齢者センターきらら通所介護・認知症対応型通所介護・

## 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業契約書

(以下「利用者」といいます。)と西東京市(以下「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う通所介護または認知症対応型通所介護(以下「通所介護等」といいます。)または西東京市介護予防・日常生活支援総合事業(以下「西東京市総合事業」といいます。)による通所サービス(以下「通所型サービス」といいます。)について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令その他関係法令及びこの契約書の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護等または西東京市総合事業を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護の認定(以下「要介護認定」といいます。)の有効期間満了日までとし、西東京市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の確認(以下「事業対象者確認」といいます。)を受けた者は事業対象者確認の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して文書により契約終了の申出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(通所介護計画・介護予防通所介護計画)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、利用者の契約する居宅介護支援専門員の作成した居宅サービス計画または西東京市介護予防・日常生活支援総合事業支援計画に沿って、通所介護等にあつては「通所介護計画」、西東京市総合事業にあつては「介護予防通所介護計画」(ただし、西東京市総合事業にあつては必要な場合に限る。)を作成します。また、この「通所介護計画」または「介護予防通所介護計画」について、利用者及びその家族等に対して説明を行った上で同意を得ます。

2 事業者は、利用者に係る「居宅サービス計画」が作成されていない場合でも、「通所介護計画」の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等「居宅サービス計画」作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、利用者に係る「居宅サービス計画」または「西東京市介護予防・日常生活支援総合事業支援計画」が変更された場合又は利用者及びその家族等の要請に応じて、「通所介護計画」または「介護予防通所介護計画」について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、「通所介護計画」または「介護予防通所介護計画」を変更するものとします。

4 事業者は、「通所介護計画」または「介護予防通所介護計画」を変更した場合には、その内容について利用者に対して書面をもって確認するものとします。

(通所介護等及び通所型サービスの提供場所及び内容)

第4条 通所介護等及び通所型サービスの提供場所は、西東京市高齢者センターきらら(以下「センター」という。)です。所在地及び設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。

2 事業者は、前条に定めた「通所介護計画」または「介護予防通所介護計画」に沿って通所介護等または通所型サービスを提供します。事業者は、通所介護等または通所型サービスの提供に当

たり、その内容について利用者に説明します。

- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

(サービスの提供の記録)

第5条 事業者は、通所介護等または通所型サービスの実施ごとに、サービスの内容等を記録表に記入し、この契約の終了後2年間保管します。

- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する前項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する前項のサービス提供記録の写しの交付を受けることができます。ただし、事業者は利用者に対して、写しの交付に当たって要する費用の実費相当額を請求できるものとします。

(料金)

第6条 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定めるサービス利用料金から介護給付費を差し引いた差額分(通常はサービス利用料金の1割、2割または3割相当額)を事業者に支払うものとします。ただし、利用者が要介護認定または事業対象者確認を受けていない場合及び居宅サービス計画または西東京市介護予防・日常生活支援総合事業支援計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額を支払うものとします。(要介護認定の後又は居宅サービス計画または西東京市介護予防・日常生活支援総合事業支援計画作成後、自己負担を除く金額が介護保険等から払い戻しを受けられます。)

- 2 利用者は、サービスを受けたときにサービス利用料金及びその他サービス提供に伴う実費相当額(以下「料金等」といいます。)を翌月末日までに支払うものとします。
- 3 事業者は、料金等の請求書に明細を付して、利用者に対し請求します。
- 4 事業者は、利用者から料金等の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス利用日の当日の午前9時までに連絡をすることにより、料金等を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 事業者は、利用者から前項に定める連絡がない場合、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、キャンセル料金を請求することができます。この場合においてキャンセル料金は、利用日の料金等の支払とあわせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより料金等の単価の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。

- 2 事業者は、利用者が料金等の変更について承諾したときは、新たな料金等に基づく同意書を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金等の変更について承諾をしないときは、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事業がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由

を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が第10条に規定する守秘義務に反した場合
- (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者の料金等の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金等を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- (2) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合又は利用者の入院若しくは病気等により明らかに3ヶ月以内にサービスを利用できる見込みがない場合
- (3) 利用者又はその家族が事業者や他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定が、非該当（自立）と認定され、事業対象者確認においても非該当となった場合
- (3) 利用者が死亡した場合
- (4) 利用者が西東京市を転出した場合
- (5) センターが災害等によって営業不能になった場合

（秘密保持）

第10条 事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者が招集するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を提供しません。

3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を提供しません。

（損害賠償責任）

第11条 事業者は、サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

2 事業者は、利用者が故意又は重大な過失により通所介護従業員又は他の利用者に損害を与えた場合、その損害について賠償請求をすることができます。

（緊急時の対応）

第12条 事業者は、現に通所介護の提供を行っている際に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等の適切な対応をします。

（連携）

第13条 事業者は、通所介護等の提供に当たり、居宅介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、第3条第1項の規定により「通所介護計画書」を作成したときは、その写しを居宅介護支援専門員に速やかに送付します。

3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記し

た書面の写しを速やかに居宅介護支援専門員に送付します。また、第9条2項又は4項に基づいて解約通知をする際は、事前に居宅介護支援専門員に連絡します。

(相談及び苦情対応)

第14条 事業者は、利用者及びその家族からの通所介護等に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者は、毎月初めの利用日に介護保険被保険者証を提示するものとします。

2 利用者及び事業者は、誠意をもってこの契約を履行するものとします。

3 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 西東京市 (事業所番号 1373700283号)

〈所在地〉 西東京市南町五丁目6番13号

〈代表者名〉 西東京市 代表者 市長 池澤 隆史 印

利用者

〈住所〉 西東京市 町 丁目 番 号

〈氏名〉 印

(代理人)

〈住所〉 町 丁目 番 号

〈氏名〉 印